

許可申請手数料

1 盛土規制法の許可申請手数料（令和 6 年 12 月 20 日改正 近江八幡市手数料条例）

※ 手数料は、改正する場合があります。本市に確認してください。

号	申 請 内 容			手 数 料	
ア	法第 12 条第 1 項の宅地造成等に関する工事の許可申請の審査	宅地造成、特定盛土等及び土砂の堆積に関する工事の許可申請手数料	開発区域の面積（ha）	宅地造成、特定盛土等に関する工事（円）	土砂の堆積に関する工事（円）
			0.05 以内	12,000	11,000
			0.05 超 0.1 "	23,000	13,000
			0.1 " 0.2 "	34,000	16,000
			0.2 " 0.3 "	52,000	19,000
			0.3 " 0.5 "	64,000	27,000
			0.5 " 1.0 "	88,000	31,000
			1.0 " 2.0 "	140,000	37,000
			2.0 " 4.0 "	216,000	51,000
			4.0 " 7.0 "	340,000	70,000
			7.0 " 10.0 "	480,000	105,000
			10.0 "	620,000	129,000
イ	法第 16 条第 1 項の宅地造成等に関する工事の変更許可申請の審査	宅地造成、特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料（変更許可申請 1 件につき、右に掲げる額を合算した額。但し、その額が 62 万円を超えときは、その手数料の額は 62 万円）	（ア）宅地造成、特定盛土等に関する工事の設計の変更（（イ）のみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（（イ）に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じて前号に規定する額に 10 分の 1 を乗じて得た額 （イ）新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更については、新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じて前号に規定する額	既に許可を受けた区域に変更が無く設計変更を行うとき （（ア）に該当）	前号規定額 × 1/10
				区域の縮小に伴い設計変更を行うとき （（ア）に該当）	縮小後の面積に应ずる前号規定額 × 1/10
				設計変更の理由が新たな土地の編入に起因するとき （（イ）に該当）	増面積に应ずる前号規定額
				区域の増加を伴い、かつ、設計の変更を行うとき （（ア）および（イ）に該当）	（変更前の区域面積 B に应じる前号規定額 × 1/10） + （増面積に应ずる前号規定額）
			（ウ）その他の変更	（ア）および（イ）以外の変更を行うとき	13,600 円

号	申 請 内 容			手 数 料	
イ	法第 16 条第 1 項の宅地造成等に関する工事の変更許可申請の審査	土砂の堆積に関する工事の変更許可申請手数料(変更許可申請 1 件につき、右に掲げる額を合算した額。但し、その額が 12 万 9 千円を超えるときは、その手数料の額は 12 万 9 千円)	(ア) 土砂の堆積に関する工事の設計の変更((イ)のみに該当する場合を除く。)については、土石の堆積を行う土地の面積((イ)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積)に応じて前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額	既に許可を受けた区域に変更が無く設計変更を行うとき (ア)に該当)	前号規定額 ×1/10
			(イ) 新たな土地の土石の堆積を行う土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更については、新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に応じて前号に規定する額	区域の縮小に伴い設計変更を行うとき (ア)に該当)	縮小後の面積に応ずる前号規定額 ×1/10
				設計変更の理由が新たな土地の編入に起因するとき (イ)に該当)	増面積に応ずる前号規定額
				区域の増加を伴い、かつ、設計の変更を行うとき (ア)および(イ)に該当)	(変更前の区域面積 B に応じる前号規定額 ×1/10) + (増面積に応ずる前号規定額)
			(ウ) その他の変更	(ア)および(イ)以外の変更を行うとき	13,600 円
ウ	法第 18 条の宅地造成等に関する工事の検査の申請に対する検査	宅地造成等に関する工事の検査の申請に対する検査手数料	造成面積 (ha)		
			0. 3 以内	3,900 円	
			0. 3 超 2. 0 "	5,800 円	
			2. 0 " 4. 0 "	12,000 円	
			4. 0 " 7. 0 "	23,000 円	
			7. 0 " 10. 0 "	41,000 円	
			10. 0 "	58,000 円	
ク	盛土規制法の規定に適合していることを証する書面の交付	施行規則第 88 条の規定に基づく証明書交付手数料	1 件	5,800 円	